

改正

平成18年3月20日規則第9号

平成24年3月30日規則第33号

平成24年8月31日規則第70号

平成25年3月29日規則第32号

平成28年3月31日規則第24号

平成30年6月14日規則第39号

令和5年11月20日規則第57号

吹田市立市民ギャラリー条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立市民ギャラリー条例（平成16年吹田市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 ギャラリーの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の申請)

第4条 ギャラリーの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）

(2) 使用期間、使用施設及び展示会の内容並びに入場料等徴収及び物品販売の有無（以下「使用期間等」という。）

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項及び第14条第1項において「使用日」という。）の6月前（市

外の者にあつては、3月前)の日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付及び提示)

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、ギャラリーの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 ギャラリーの施設を引き続き使用できる期間は、14日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第7条 ギャラリーの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、使用期間等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用期間等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過は、ギャラリーの運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、ギャラリーの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用期間等
- (3) 取消しの理由

(市外割増使用料を徴収しない場合)

第11条 条例別表の備考第1項に規定する市長が定める場合は、次条の規定により割増した使用料を徴収する場合とする。

(入場料等を徴収するときの使用料)

第12条 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割増率によって算出した金額を使用料として徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 入場料等の金額が500円未満の場合 10割
- (2) 入場料等の金額が500円以上の場合 20割

(使用料の減額又は免除)

第13条 条例第6条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合は、免除する。
- (2) 指定管理者がギャラリーの設置目的を達成するために使用する場合は、市長が別に定めるところにより減額し、又は免除する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用期間等
- (3) 減額又は免除の理由

(使用料の還付)

第14条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使

用料の10割

(2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割

(3) 使用者が使用日の7日前までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用期間等

(使用者の守るべき事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。

(2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。

(3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(使用後の点検)

第16条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第17条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 定款又は会則

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第9条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第19条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第20条 指定管理者は、市民がギャラリーの施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第9条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第9条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第22条 指定管理者がギャラリーの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第14条第1項並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第23条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 文化に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(3) 施設の運営に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第24条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第25条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第26条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第27条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第28条 選定委員会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(申請書等の様式)

第29条 この規則に規定する申請書等の様式は、都市魅力部長が定める。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、ギャラリーの管理運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第18条から第23条まで及び様式第1号から様式第8号までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成24年 3 月30日規則第33号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 8 月31日規則第70号）

この規則は、平成24年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立市民ギャラリー条例施行規則第13条第 1 項の規定は、平成25年 4 月 1 日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日規則第24号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月14日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年11月20日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立市民ギャラリー条例施行規則第19条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する指定の期間について適用し、同日前に開始する指定の期間については、なお従前の例による。